

建設経済常任委員会会議録

令和5年10月4日

寒川町議会

出席委員 横手委員長、山上副委員長
新村委員、青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、関口委員
天利議長

説明者 畠山都市建設部長、富田下水道課長、山本副技幹、丹内主査、江川主任主事
案 件

(付託議案)

1. 議案第57号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 皆様、おはようございます。大変お疲れさまでございます。

ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

早速本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第57号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、おはようございます。本議案第57号につきましては、令和6年4月1日に向けた寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についてでございます。説明につきましては富田下水道課長、質疑につきましては出席職員にてご対応いたしますので、ご審査のほどよろしく願い申し上げます。

【横手委員長】 富田下水道課長。

【富田下水道課長】 おはようございます。それでは、議案第57号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についてご説明申し上げます。提案理由といたしましては、公共下水道事業の経営改善を目的として、公共下水道使用料を改定するため提案するものでございます。下水道事業は、汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の保全や公共水域の水質保全という機能を果たすため公営企業として公共下水道を運営しております。寒川町の現状といたしましては、昭和59年4月に供用開始し、事業認可を重ね、認可面積835.44ヘクタールの区域について汚水整備を進めております。既設汚水管の延長は約165キロメートルに及び、直線にしますと、西は静岡県浜松市辺り、北は群馬県尾瀬地区辺りまでに相当する距離となります。供用開始から約40年を経過しようとしていまして、今後は汚水管の老朽化に対し機能を損なわないよう、維持管理や改築更新の長寿命化対策経費等が大きくなることを見込ま

れます。また、これまでの整備事業費は、企業債、いわゆる借金をして整備を進めてきたわけですが、現在企業債残高は、令和3年度末で約54億4,622万円、令和4年度末には約62億3,673万円になり、今後の整備にかかる経費に対し企業債を活用するとすると、償還金は毎年度4億円から6億円の予算が必要となります。污水管を整備するだけでなく、汚水はそのまま川や海に流すことはできませんので、汚水をきれいにする処理が必要となります。寒川町では流域下水道として県下水道公社の施設の茅ヶ崎市柳島にあります柳島水再生センターへ処理を委託し、流れる水の量に応じた負担金を支払っております。処理にかかる経費は、近年のエネルギー価格の高騰の影響等から、令和2年度では約1億8,140万円であったものが、令和3年度では1億8,800万円、令和4年度では2億3,550万円と増加しております。こうした污水管の整備や維持管理等を行う公共下水道は、この事業に伴う収入によるその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されております。経費の負担区分としましては、雨水公費、汚水私費が原則であります。ただし、汚水処理にかかる経費のうち公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理経費や、放流式下水道と比べ建設コスト等が割高になる分流式下水道に要する一部などは公的な便益を認めていることから、公費による負担もされているところであります。

寒川町は、全域分流式下水道となっていますので、汚水処理費の一部に対し一般会計からの繰入金で充当しております。公共下水道事業にかかる施設の維持管理等には多額の経費が必要となりますが、安定した持続可能な運営が求められるところでございます。先ほども述べましたとおり、雨水公費、汚水私費の原則から、汚水処理にかかる経費につきましては、受益者負担の観点から公共下水道使用料で賄うこととされておりますが、令和3年度の経費回収率は76.7%にとどまっており、不足分を一般会計からの繰入金で賄っております。令和元年9月に町長より、寒川町下水道運営審議会にて公共下水道使用料の見直しについて諮問があり、審議会において審議を重ねていただいたところ、平均改定率5.6%の引上げを令和3年10月から適用することが適当と答申があり、令和3年4月15日に答申をいただきました。答申の中では、令和5年度及び令和7年度にそれぞれ平均改定率13.2%引上をする段階的な改定をなすことも適切であるとありましたが、この段階的な改定は、社会情勢や経済の動向などに配慮した上で行うものとされており、この間社会情勢による物価等の高騰等が、使用者の負担の増などを考慮した結果、令和5年度の改定については見送られたところであります。

しかしながら、最近の物価やエネルギー価格の高騰等が当然ながら汚水処理費へ影響し、財政状況を圧迫するものとなっております。一方、生活面に目を向けると、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したこともあり、引き続き感染対策を講じつつも日常生活はコロナ以前に戻りつつあり、また在宅ワークの環境整備など勤務体系を工夫するなど、一時停滞したものの今は経済活動が進んでいるものと考えており、さきに述べましたとおり、公共下水道事業の経営改善を図るため公共下水道使用料の改定を提案するものでございます。

それでは、タブレット資料に基づき説明させていただきます。タブレット01-2の1ページをご覧ください。公共下水道使用料の改定の経緯では、令和元年度から主な内容を記載しております。その中で令和3年度の欄をご覧ください。令和3年4月15日付で下水道運営審議会から答申を受けました。

タブレットの9から12ページをご覧ください。答申書の写しとなります。答申の内容は、平成30年度における汚水処理費にかかる公共下水道使用料による経費回収率は75.7%にとどまっており、不足分を

一般会計からの繰入金で補填しているのが現状とあります。適正な受益者負担の観点から、使用料改定はやむなしと判断され、平均改定率5.6%となる改定を令和3年10月1日とすることが適当との答申を受け、料金改定を行い、現行の使用料となっております。なお、答申では、社会情勢や景気動向などへ配慮しながら、令和7年度に経費回収率100%を目標とするために、使用者の負担軽減から段階的な改定を目指すことが適当であるともいただいております。

次に、令和4年度の動きになります。令和3年度に受けた答申書の中にあります段階的な改定について全3回の審議を重ね、令和4年12月22日付で下水道運営審議会から意見書を受けました。

タブレット資料の13から16ページをご覧ください。意見書の写しとなります。意見書の内容は、審議会において慎重に審議を行った結果、令和5年の平均改定率を23%の増、令和7年度の改定は、経費回収率100%を達成できるよう、社会情勢や景気の動向を踏まえ十分な検証を行い、使用料改定に努めるものとなりました。その後令和5年度中の使用料改定に向け内部調整等を行った中で、社会情勢やコロナ禍における家計への影響に鑑み、改定の時期を令和5年10月から半年程度延期することといたしました。今回の使用料改定につきましては、改定率について変更を行うことはなく、令和5年に予定しておりました平均改定率23%を令和6年4月1日に実施する予定であります。

タブレット資料の2ページをご覧ください。2、改定の履歴となっております。表の左から制定・改定、年月日、平均改定率及び基本料金でございます。昭和59年4月1日に使用料を制定した際は、基本料金が360円でしたが、これまで全6回の改定を行い、直近ですと、令和3年10月1日に改定を実施しました基本料金を747円としたものが現行の料金体系でございます。

続いて3、改定後の料金表についてです。1か月当たり税抜きの使用料単価表の現行と改定後の比較表となります。区分、基本料金の欄をご覧ください。排水量が8立方メートル以下の分に対し現行は747円となっておりますが、改定後は919円となり、172円の増となっております。改定率は23%でございます。基本料金以下、従量料金の現行と改定後の金額についてはご覧のとおりでございます。

タブレットの3ページをご覧ください。4、世帯人数や事業者別の改定後の使用料をご覧ください。こちらは排水量に応じた使用料がどれくらいになるのかを試算したものとなっております。それぞれ上段が税込み、下段が税抜きでございます。使用料は2か月ごとにお支払いをいただいておりますので、それに合わせた改定後の金額及び影響額を示しております。

次に、一番上、一般家庭1人から2人世帯では、25立方メートル使用すると現行では税込2,593円ですが、改定後は3,190円となり、597円の増でございます。以下、それぞれの使用料に応じた影響額を示してございます。表の下には計算例を記載しています。2か月で50立方メートル排水した場合の使用料で、基本料金と従量制による計算でございます。

続いて、その下の5、下水道事業費（収益的収支）と経費回収率向上についてでございます。汚水処理費、使用料対象経費を令和3年度決算額で7億4,207万円とした場合、現行の使用料は5億6,913万8,000円で、約76.7%の経費回収率となっております。不足額は1億7,293万2,000円でございます。一方、改定後の下のグラフでは、使用料は6億6,760万2,000円で、約90%の経費回収率となり、不足額は7,446万8,000円でございます。今後も経費回収率が100%となるよう使用料の見直しや事業経費の効率化を図っていきたく思っております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。使用料改正に向けたスケジュール（案）でございます。上から下水道運営審議会、庁内の検討機関であります経営戦略会議、部長会議、議案の上程から採択予定までの期間システム改修等のための県経営課との期間調整、使用料改定の周知期間、使用料改定の実施でございます。周知方法につきましては、町広報、ホームページ等のほか上下水道利用家庭や利用者の全戸へ検針等のチラシの配布を予定しております。また、商工会を通じて町内企業への周知をすることや町公式の各SNSで知らせるなど、知らなかったということがないように周知活動を実施する予定でございます。

タブレット5ページをご覧ください。議案提出による提案理由でございます。

次に、タブレットの6ページをご覧ください。公共下水道使用条例の一部を改正する条例でございます。

次に、タブレットの7ページをご覧ください。公共下水道使用料条例の新旧対照表でございます。新旧対照表に沿ってご説明いたします。別表第1中、基本料金の排水量8立方メートル以下の使用料「747円」を「916円」に、超過料金の排水量8立方メートルを超え20立方メートル以下の使用料「96円」を「118円」に、排水量20立方メートルを超え50立方メートル以下の使用料「114円」を「140円」に、排水量50立方メートルを超え100立方メートル以下の使用料「150円」を「185円」に、排水量100立方メートルを超え200立方メートル以下の使用料「169円」を「208円」に、排水量200立方メートルを超え300立方メートル以下の使用料「186円」を「229円」、排水量300立方メートルを超え500立方メートル以下の使用料「199円」を「245円」に、排水量500立方メートルを超える使用料「216円」を「226円」に改めるものでございます。

タブレットの8ページをご覧ください。新旧対照表2ページをご覧ください。附則でございます。第1項は、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日とするものでございます。第2項は、経過措置を定めるものでございます。今回の改正で令和6年4月分の使用料から適用するため、令和6年3月分までの使用料については従前の例による旨を定めたものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

橋本委員。

【橋本委員】 それでは、下水道使用料改定についての質問をさせていただきます。現在町民の皆様の声をお聞かせいただく中で、物価高のご説明の中でもありましたけれども、特に10月は4,600品目が値上げされているというようなこと、また光熱費、各種保険料等の負担で大変苦しんでいるというようなお声を聞かせていただいております。また、国民負担率も5割を超えていると様々なメディアでも報道がされており、客観的に生活を続けるのが難しい状況にまで来ているのではないかと感じております。

そのような中、公共下水道事業経営において持続的に行えるよう、経費削減等経営努力はされてきているとは思いますが、タブレット01-2の16分の10にも載せられているように、令和3年4月15日の答申書にも記載されておりますけれども、具体的な経費削減策の取組についてお聞かせください。

もう一点ですけれども、様々な広報、知らない人がないようにということで、取組をされてきていらっしゃると思っておりますけれども、下水道接続の費用の負担に関しても、現在浄化槽を使用している子育て

世帯の方から、今の家計の状況から大変負担を感じているというようなお声も聞いております。今後下水道が接続できる環境が整備されたとしても、経済的負担のデメリットを感じている方がおり、接続に関する補助金も町としては出させていただいておりますけれども、金額的には十分でないというようなお声も聞いております。こういった料金を改定する以上、広報に関してもう一步踏み込んだ形で町民の方に説明が必要かと思っておりますけれども、その点についてのご見解をお聞かせください。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 2点いただきました。まず最初に1点目なんですけれども、皆さんの生活が苦しくなっても使用料を上げるということで、町で経費削減ということはどのようなことをしているかというんですけれども、下水道に関しましては、今後経費削減に向けては町ではストックマネジメント計画や経営戦略を見ますと、今後の施設の総合管理の方針に取り組んでおりまして、これによりまして、できるだけ経費削減に向けて大体年3億3,000万円ぐらいの経費削減をしていくという形で、維持管理等の費用を削減していくという形で今回計画しております。

それと2点目なんですけれども、浄化槽から公共下水道につなげて負担が大きいのではないかとということなんですけれども、浄化槽も1年ごとに点検しなくちゃいけないという義務がありまして、公共下水道をつなげば、今度使用料を払っていくという形になります。公共下水道の使用料も上がったりますんですけれども、比較すると浄化槽とそんなに変わらないか、逆に安いのかぐらいの形になっております。接続に関しましては、供用開始から1年、3年以内で助成金や貸付金という制度がありますので、それを活用していただければ公共下水道につなぐのは少しは負担が軽くなるのではないかと考えております。

以上です。

【横手委員長】 富田課長、もう少し踏み込んだ形でしっかりと広報して、理解を深めて理解を得ていくというようなことだと思いますが、それについてはいかががございましょうか。

富田課長。

【富田下水道課長】 広報につきましては、できるだけ説明は詳しく書いていきたいと思っております。なおかつ、広報等SNS等で知らせていきたいと思っております。別に知らせるだけじゃなくて、質問等、何か問題等があれば町でも答えていきたいと考えておりますので、すみません。よろしく願いいたします。

【横手委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 今ストックマネジメントのことをはじめ、年の経費の金額等維持管理についてのご説明をいただきました。ただ、実際は民間で働いている町民の皆様は、一般的に公務員の方と民間の方と、安易に比較はできない部分があるかと思っておりますけれども、経費削減、企業の経営努力と考えたときに、例えば給料をダウンするとか、人員整理をするとか、人件費を削減するとか、そういった厳しい環境の中で働いており、その中で税金を納めているというような状況でございます。まして、こういったタイミングで大変苦しい生活の中、税金を上げるとなれば、やはり町民の皆様が納得できる経費削減策というものをちゃんと示して、その上でこういった取組をしていく必要があるかと思っております。ですので、その辺の今説明されたものをきちんと広報などを通して説明していただいて、進めていただきたいと思っております。

2点目の浄化槽の説明をはじめ、SNS、さらに踏み込んで広報していただくということもご意見をいただきましたので、その辺に関しては分かりました。

以上です。

【横手委員長】 答えはいいですか。

【橋本委員】 じゃ、一応一言ご意見をお願いします。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 今、委員の言われたとおり、経費削減について、額も示したんですけども、削減策というのでも説明していきたいと思います。それとあと、2点目なんですけども、広報のPRもできるだけ分かりやすくつくってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 改定の理由に受益者負担ということがあったんですけども、今の橋本委員と重なる部分があるかもしれないんですが、改定によって受益者の負担率が上がっていくわけじゃないですか。負担感が大きくなって、受益者の方々が不満とか、今も言っていたとおり、いろいろ意見というのがあると思うんですね。不満や反発という声も出てくると思うんですね。そういった場合、受益者の方々に対してどう説明していくのかということをお聞かせください。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 先ほどの橋本委員と同様の形になると思うんですけども、使用料を上げるということは、どこか増える部分とあと削減する部分、その辺をもうちょっと詳しく説明していかなくちゃいけないのかなと思っております。ですので、広報等周知の方法も、その辺のマイナス部分とプラス部分を分かりやすく説明していきたいと思っております。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 一応丁寧にということで捉えました。丁寧に説明していただくということで、受益者の方々に納得してもらうまで説明していくということですよ。そこをもう一度確認させてください。

それと受益者負担は、使用する人の公平性とか、平等ということを書いて負担していただくという理由となっているんですけども、いろいろ収入の格差というのがあると思いますので、低所得者の人に対して一人一人の使う量、高収入であろうが、低所得の人であろうが、使う量ってそんなに変わらないと思うんですね。消費税同様低所得者に大きな負担がかかるということで自分は捉えているんですけど、その点についての配慮ということはどうのように考えているのかお聞かせください。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 まず1点目なんですけども、丁寧に説明ということで、今委員から言われましたけれども、確かに丁寧に分かりやすい説明をしないといけないと思いますので、その辺は十分内部で検討して分かりやすいようにしていきたいと思います。

それと、2点目の所得の高い低いとかということで、恐らく減免とか、そういうことなのかなと思うんですけども、現在の使用料に関しては、生活保護の方の減免はしておりますけども、そのほかの方、

所得の高い低いという形の減免ということは、今現在特に考えておりません。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 今考えていないということなんですけど、下水道って公営企業じゃないですか。地方公営企業法第3条では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあるんですね。今回の改定だと、いろいろと今話を聞いて、前回の改定するときも聞いたんですけども、独立採算制の健全化ということのを重要にしている、これは常に企業の経済性を発揮するという部分に当たるんだとは思いますが、けども、本来目的としては公共の福祉、いってみれば憲法にもこれは保障されているんですけども、多くの日本の国民にとって幸せ、利益になることが目的ということになっているんですね。だから、そうすると本来の目的である公共の福祉の増進について、二の次という言い方はあれかもしれないですけど、健全化というのがまず優先になっているようにしか、説明なんかを聞いていて思えないんですけども、その辺の公共の福祉の増進について、町としてはどういうお考えなのか見解をお聞かせください。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 委員の言われるとおり、公共の福祉の増進ということなんですけども、下水道に関しましては、以前から川が汚いとか、そういうことに対して病気になったりするということも含めて、公共水域の保全ということが下水では特に、その辺の公共の福祉の増進になっているのかと思います。

すみません。説明でもどうしても経営の健全化って、お金の話が優先しているんですけど、実際公共水域の保全という形をメインと、同等と考えていますので、説明がおかしかったんですけども、健全と福祉の両方とも同じということで考えておりますので、お願いします。

【横手委員長】 ほかに質疑はございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 先ほど課長から、現状では76.7%が污水处理費において使用料で賄っていると、これを今後令和7年には100%にしたいという目標があるというようなお話がありましたが、こちらは1-2の資料の3ページの一番下ですね。現行が76.7%の使用料で不足額が23.3%、改定後でもこれはなお不足額が発生するようなグラフがかかれています。これに関しては、今後も使用料の値上げによって不足額がなくなるようにしていくということを想定されているのか、それとも先ほどおっしゃった様々な経費削減ということによってこの不足額をなくしていく方向なのか、ここの見解をまずお伺いできればと思います。あとさらに現状下水道の未来のことを考えていきますと、今説明にもありましたけれども、現在延長が165キロメートル、こういう中で企業債も残高が62億円になっていく、そうした中で企業債のこれからの償還ですね。返していく部分に関して、使用料をここに充当していくという考え方なのか、それとも町税を充当して返還していくのか、ここの考え方を教えていただければと思います。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 まず1点目なんですけども、3ページ、資料の一番下のグラフのことだと思う

んですけれども、今回23%、令和5年にやるのと令和7年に段階的に23%と上げる形で、今回令和5年度は延びて、令和6年度に23%上げるという形で、残りはこれでいくと10%となります。10%も本来ですと、今の予定ですと、令和7年度にこの様子を見てまた上げるという形で100%にするという形になっております。23%というの、目標が23%でありまして、実際使用料を上げるとなると、皆様も水道の使用料が一時的にぐっと下がるので、実際23%のうちの7割ぐらい、十六、七%が入ってくるという形になります。そうすると今度その残りの17%を満たすには、同じように23%を上げていくと、今の予定ですと、100%にいくという試算で求めています。ただ、今回令和6年度で下水道の審議会の答申でいくと、令和7年度という話で、また翌年という形になるかと思うんですけれども、そこは連続してやるというのも内部的にも、あと審議会にも諮って今後もう一年延ばすとか、どうしましょうかということ、これから審議会に諮って検討していきたいと今考えております。

以上になります。

【横手委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 2点目の使用料についての充当するものとはいうところなんです、汚水処理経費という全体のくくりの中で使用料を充てていますので、先ほど言った償還費のみに充てるということは今のところ考えてはいないです。ただ、会計の処理的な数字、卓上で数字を充てるということはあるんですが、使用料が一遍に収入として入ってきますので、汚水処理経費に全て充当するというような考え方で会計を処理しております。

以上です。

【横手委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 1点目に関しては、審議会に諮って、また使用料改定は今後に関しては検討するということが回答かなと思います。分かりました。2点目に関しても、使用料はあくまで汚水の処理費に充当していくという考え方で、じゃ、今後下水管総延長165キロメートル、当然これからも維持のためには修繕していかなければならないと思うんですが、ここに関しては、今後とも企業債のような形をとりつつ、徐々に更新を町税の側で進めていくという、そういう認識で間違いのないか、もう一点確認させてください。

【横手委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 汚水処理経費というところ、なかなか汚水処理経費とは何ぞやという形になってしまうんですが、汚水処理経費の内訳としては、減価償却費、流域下水道の負担金、あと企業債の利息、あと維持管理経費となっております。その経費の中で充てていきますので、もちろん先ほど言った企業債の償還というところも述べさせていただきましたが、そういったところに使用料を充当させていただいて、受益者負担といえますか、きちんとサービスも提供していくという形になっております。

その内訳なんですけれども、こちらの数字的な、今手持ちの資料なんです、減価償却費が50%を超えているような形で今私たちの会計としてはやっておりますので、いわゆる試算に対する経費といえますか、その部分が大きいかなと思っておりますので、先ほど言った維持管理費、または修繕というところにももちろん使用料については充てさせていただいて、今後の下水道管の持続可能な運営について図っていきたくて考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 せんだって神奈川県新聞にもでかでかと、神奈川県としても、企業庁長でも値上げの部分を、向こうも23%の値上げの部分がありましたけども、これとの連動性ということは、町がここでもって負担、23%の使用料の値上げをするということなんだけども、県との絡みというのは町は考えなくてもいいのかどうか、そこがまず1つと、それから、もう一つは、我々が理解していかなければいけないのは、今言われる6億6,760万2,000円の90%の今回23%上げることで、ここまで行くわけだけでも、まずそれでも10%足りないという、7億5,000万円くらいの金額になると思うんですよ。償還が4億円から6億円、下水道処理費が令和4年度が2億3,500万円、こういうことからすると、これだけでも基本的には終わっちゃう感じなんだよね、数字的には。だからやっぱり維持費がこれから大事でありますし、そういった意味では100%にしていくということは、基本は特会ですから、一般会計を入れるということは基本的には邪道ですよ。特会の中できちっとやるということが特会の目的ですから、一般会計をここに求めるということ自体が、本来はあってはならない姿だろうと思います。そういう意味では、きちっと使用料の中で全て運営されていくということが基本にないと、そのためには先ほどから言われているように、全体的な経費の節減であったり、それから償還であったり、処理費の部分であったり、それから、これから先の50年以上経過している中での維持、耐震関係をしっかりやっていくということ、これをやらないと、最初から供用開始しているところが全部インフラがおかしくなりますから、この辺の計画的なものを持った上でやっていかなきゃいけないということ、併せて今抱えているこれからの都市計画決定をどうしていくかという、最終的な決定を。これ以上都市計画決定しないんだということしていくのか、しっかりと町民と話し合いをした上で、浄化槽の関係で進めてもらうということにするのか、さらに事業を展開していくのかという、都市計画決定、これをやるかどうかということについても、なるべく早めに町決定をしていかないと、それで地域との話し合いを進めていかないと、僕はいけないなと思いますので、そういうことをきちっとやった上で、先ほど経費節減等も含めて、町の努力の部分と町民にも努力をお願いするという部分を明確にしていくということが大事だと思いますから、ですから、そういった意味でその辺の細かい優しい親切な説明をしていくということが大事にもなりますし、本来の形で足りないから一般会計をぶち込めよと、こういうやり方をしちゃうと、完全におかしくなっちゃいますので、今度は一般会計が、皆さんが言っているように福祉の増進につながっていかなくなっちゃう、そっちにお金が回らなくなるから。そういう意味では今だって100%満足がいていない福祉の部分で、どんどん削るなんていうことは、とんでもないことになりますので、そういった意味では一番いいバランスをつくっていくということが大事になってきますから、ですから、今言ったことを一つ一つ明確にした上で周知の徹底をしながら、ご理解をいただきながら、お互いに協力し合うという形をつくっていかないと、負担の部分を含めてと思いますけども、いずれにしてもその辺のことについて課長から現状の中で、今いろんな方の質問がありましたけども、含めて、どうしても使用料23%を今回やっておかないとという、ここでもって言ってもいけないけども、もっと前からやっておけば、一気に23%なんてならなくても済んだんだけども、今までそれをやらなかったということは、あまりにも使用

料を上げるということに対する行政の優しさがこういう結果になったんだという僕は気がするんですよ。ですから、そういう意味では計画的に値上げをやっていないと、こういう形になっていかないわけだから、切羽詰まって、23%、どーんと上げるということが大きな混乱にもつながることにもなりますので、そういった意味ではその辺をしっかりと計画的に、使途をしっかりと明確にした上で町民にも理解いただくような方法を取ってもらいたいと思いますけども、それについての見解をいただけますか。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 上水道との関係でなんですけども、下水道運営審議会の中でも企業庁水道局の所長さんがいますけども、特にその辺は4月から始めていまして、特に値上げという話はうちも聞いておりませんでした。ということですので、特に水道を上げたから下水道を上げるとかという、うちからすると便乗して上げるとかということではなく、一切うちは経営の健全化ということで完全に分けてありますので、これは町独自というか、町で23%と決めている形になります。

それと2点目の事業の改善ということになると思うんですけども、町としましては、先ほども申したとおり、使用料の値上げだけして、あと下水道事業は何もしないのかというんじゃないかと、削るところに対しての改善はかなりやっていかなきゃいけないと思っております。県内の流域下水道の町村も、結構今維持管理ということで進めておりますので、その辺は連絡協議会とかがありますので、最新の技術、安価で一番いい技術ができるというのも検討しながらやっていきたいと思いますし、あと、官民一体化のマネジメント方式、今現在もそういう検討も入っておりますので、できるだけ経費を削減してできないかというのを考えています。

もう一点、その中にあります都市計画区域、事業区域は今後どうするかということなんですけども、次の協議会の2番目で汚水処理ということで、町としましては、取りあえず合併浄化槽も区域に考えながらということで、後ほど説明しますが、その辺も含めての委託ということで今回やっていきたいと思っておりますので、公共下水道が来ないから、合併浄化槽だから不公平が出ないようにという形で今後検討していきたいと思っております。

【横手委員長】 県の値上げの影響と、それから広報を周知徹底していくということについての答えは、今のでもいいですか。分かりました。じゃ、周知徹底の部分でもう一言お願いします。

富田課長。

【富田下水道課長】 皆さんからも言われていますとおり、値上げする分で詳しい説明を周知しないといけないと思っておりますので、その辺は広報やSNS等で詳しく、分かりやすく丁寧に周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 関口委員。

【関口委員】 課長からも今話がありましたけども、ある意味でいうと町の全体的なことを考えたときに、部長から一言いただきたいと思うんですけども、部長の見解もいただけますか。

【横手委員長】 島山部長。

【島山都市建設部長】 今ご質問いただいたとおりで、下水道の事業、ほかの事業もそうですが、今本当にバランスをとるということが非常に重要なかなと感じております。お金のところでいけば、話がありましたけども、一般会計に与える負担、そういったものによって別の行政サービスが低下して

しまう、そういったものは避けなければいけない、その中で今回の下水の使用料の値上げということですけれども、こちらについては、実際下水道の事業運営の成り立ち、法的なもの、それと流域下水道ですので、神奈川県相模川流域の中での下水道処理の仕組み、それにかかる費用、電気料がこれだけ上がったので費用自体もこれだけ上がっている、そういった下水道の事業そのものを町民の方にも理解していただくということに我々はこの後努めていかなければいけないのかなと感じております。

それと、あとは事業の中でいきますと、今国でもウォーターPPP/PFIというような策を進めるようにという状況になっております。これは民間の力を下水道の事業運営の中に取り入れて協力してやっていく、そういったものの方針なんですけれども、処理場等がある自治体においては、そういったものも着々と進めている状況です。そういった中で、寒川町は管路施設のみを所有しておりますけれども、そういった中でも民間の方々の知恵と事業運営基金、そういったものを活用した中で経費の削減にも取り組んでいって、本当に一般会計、あとは町民の方々の家計的なもののバランスに占める下水道使用料の割合、そういったものを適切な形で説明を十分させていただきながら、未来永劫続かなければいけない下水道ライフラインですので、そういったものを守って、保っていければと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。今皆さんから質問が様々出て、受益者負担で特別会計をやっていかねばならない、100%の回収率でいくという、そういったところは理解を十分しているところです。令和3年から3回に分けて上げていくよというお話をされたときに、先ほど関口委員もおっしゃっていましたが、長年上げてこなかったような、多分説明があったのかなって記憶をしているんですけども、ここでかなりぐっと上がってくるとは思うんですけども、100%に向けて。ほかの近隣の自治体が今どのぐらいで、その金額的というんですか。立米というんだっけ、同じような単価になっているのか、その辺だけ確認させていただけますでしょうか。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 近隣と比較しますと、今回の令和6年4月1日で行きますと、寒川町は使用料の基本料金共に一番上か2番目ぐらいという形で高い水準の値上げになるような形になっております。近隣の状況としましても、皆さん一時期コロナの関係で改正はしていなかったんですけども、ここで大分周りの市町村は改正、値上げはしているというのが今の近隣の状況になります。

以上になります。

【横手委員長】 近隣の状況をもう少し詳しく言えますか。例えば何々市はどうで、何々町はどうで、お隣の海老名はこのくらいですよとか、受益者負担率何%、それからいつ上げたとか、その辺が分かるのを今質問していると思いますので、今の答えだと雑かなと思いますので、お答えいただければ。流域だけでいいです。流域の自治体でいいので、教えてください。

丹内主査。

【丹内主査】 今相模川流域下水道ということで9市3町になります。基本料金のみなんですけれども、基本料金は、現状寒川町としては上から6番目の値段いいですか、金額になるんですが、今回の改定を

しますと、流域の中でも一番上、1位といたしますか、上に上がっていくようになります。具体的な金額としては、現在基本料金2か月分の税込みで1,643円のところなんですけど、今回の改定後の予定の見込みでは2,021円となります。これまで一番上が大磯町さんで1,969円でしたので、そこよりも上になるというような試算になっております。ただ、近隣の市町村も含め、流域の市町村の団体さんも、使用料改定については苦慮といたしますか、十分に検討している段階でして、今後また順位といたしますか、金額の変動についてはあるのかなと見込んでおります。現状の改定の段階ではそういった金額になるんですけど、今後も各団体さんの動きがありますので、そこについては動向を注視しつつ、連携を図ってといたしますか、足並みといたしますか、いろんな情報を収集した上で町の状況と比較しつつ、今後の経営については改善に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑はございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 大変いろいろとお調べになって報告していただいたんですけども、この委員会で今はこの条例を通すか通さないか、それによる私は判断をしたいと思ってお尋ねをいたします。つまり審議会の意見はとても妥当なご意見だと思います。つまり今じゃないでしょうと、経済社会的な状況を踏まえ、住民福祉の向上にちゃんとかなっているかどうかを検討してくださいねという答申内容だったと思います。

そこでお尋ねしたいんですが、この町が提案したこれを延ばすことで、どれだけのマイナスの影響がどこに表れるのか、つまり町債の面、あるいはインフラの老化が進み、また資材が高騰する、一方では、町民の負担というけど、すべからくは、いつかはやらなきゃいけないことだと思うのですが、それは今なのかどうかについて町の見解をお伺いいたします。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 下水道運営審議会では、100%を目指して令和5年、令和7年でやっていきなさいよと、ただし、その情勢によってはということで、当初は令和5年10月を予定していたのを半年延ばして、令和6年4月1日という形にしていますので、審議会の答申どおりという形で町では今回上げるという形になっております。それと経費の関係なんですけども、ちょっとお待ちください、すみません。

【横手委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 今後の影響額なんですけど、先ほど言った汚水処理費がどうなるかというところも大きな要因になるんですけど、収入、使用料の部分についても、人口がどうなるかというところもあるんですけど、有収水量、料金を取れる水の量の流れといたしますか、その量も減っていくだろうと今見込んでおります。ですので、経費は上がるんですけど、収入が下がっていくというような見込みを立てております。およそ将来的には使用料自体も約5,000万円ぐらいの影響額があるんじゃないかと、5,000万円の減と見込んでおりますので、現状経費回収率が、先ほど言った80%に行っていないところで、さらに収入が落ちる、逆に先ほど言った維持管理という部分については、今後なかなか減っていくのが難しいと考えておりますので、その部分の乖離というのが将来的にも差が広がってしまうと見込んでおりますので、現

状の中で使用料の改定という形で今回提案させていただきましたが、今後も将来的にどのようなようにするかというのは、皆さんのご意見というのを聞きながら検討していくようになると思っております。

以上です。

【横手委員長】 要は実施を遅らせれば遅らせるほどマイナスの影響額というのは増えていく、赤字は膨らみますよということでもいいんですね。

丹内主査。

【丹内主査】 今、委員長からおっしゃっていただいたとおり、今後マイナスの部分についてはもっと大きくなっていくと見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【横手委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 これから大変いいことだと思ったのは、町民の皆様には、ただの周知じゃなくて、問いについてもお答えするという事をお約束されました。ということで、町民が一番知りたいのは、なぜ今なのか、それによって延びることによってどれだけの負担が生じるのか、その根拠は何なのか、論拠は何なのか、エビデンスがきちんと町民に分かるような、分かりやすい答えをいただきたいと思います。私たちも、そういった町民の意見の下で、なぜかといったら、町民が負担も、サービスも出るところは皆さんの税金なんですよ。その税金が適切に使われているのか、それが最善の方法なのかということ判断するには、分かりやすさというところがとても大事だと思いますので、今私たちに説明して下さったのをよりかみ砕いた形で、なぜそうなのかということについてお答えをしていただきたいと思いますが、これからの取組についてのお考えをお聞きいたします。

【横手委員長】 富田課長。

【富田下水道課長】 今、委員の言われたとおり、皆さんどなたが見ても分かる、分かりやすいというような説明、周知は今後実施していきたいと思っております。ですので、質問等があれば、それはそれでちゃんと答えるような形は取っていききたいと思っておりますので、周知はそのような形でやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ないようですので、山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、要望も含めた中でお話しをさせていただきたいんですが、先ほどのお話ですと、光熱費等が下がっても、使用する人たちが減っていくということであれば、使用料というのはそれなりに取っていかなくちゃいけないということが先ほどの説明で分かりました。そういった中で先ほどから町民への説明というお話があるんですが、昭和50年代後半から下水道事業というのは始まっていると思います。私もそちら側にいた人間ですので、一番最初建設部にいましたので、下水道関係は非常によく分かっているつもりです。ここで40年という月日がたっていますので、人間も40歳になりますと、体ががたが来ますので、それと同じようにそこを修繕、補修、維持していかなくちゃいけないというところもきちっと説明をしていくということが大事だと思います。

それともう一つ、下水道の設備というところなんですが、これは町のものでもなく、ましてや町長の

ものでもないんです。町民の財産なんです。そのところをきちっと説明していく、町民の財産なんだから皆さんで協力してやっていきましょうよと、それで特別会計の独立採算制というところを取っていると思います。下水道事業が始まった当時から受益者負担という言葉が非常に叫ばれるようになってきたと思っております。独り歩きしている部分もあるんですが、町民皆さんの財産であるというところ、そういったところをきちっと説明していただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 要望でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかががいたしましょうか。多少時間をとりますか。それともこのままいくか。このままいきますか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 このままかせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論に入ります。議案第57号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

青木委員。

【青木委員】 物価高などで、生活費の負担増に加えて、ここ何年も賃金が上がらない状況で、説明は緩やかなというようなことを言ったんですけど、やっぱり賃金が上がらない。2年前に続き今回の料金改定となりました。水道や下水道は町民には欠かせない当然インフラであります。必ず徴収されるわけですね。そこを踏まえて、現状の生活負担増と、先ほど述べさせていただきましたけども、地方公営企業法第3条を兼ね合わせると値上げはするべきものではないと考えております。よって、反対とします。

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ほかに討論はないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

では、これより議案57号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時06分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

委員長 横手 旭